

市立三次中央病院建替基本構想検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市立三次中央病院の建替えに関する基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に当たり、市民及び地域医療関係者の意見や考え方を幅広く反映させるため、市立三次中央病院建替基本構想検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 基本構想の策定に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、検討委員会が必要と認める事項
- (組織)

第3条 検討委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 医療に関する識見を有する者
- (2) 市内の関係団体を代表する者
- (3) 公募による者（市民に限る。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱の日から基本構想の策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員の中から委員長の指名により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を検討委員会に出席させ、その意見を求めることができる。

(報告)

第7条 検討委員会は、基本構想の検討結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、市民病院部病院企画課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年12月28日から施行する。
(最初の会議)
- 2 この告示の施行の日以後、最初に開催される検討委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。